

清水町学校給食センター条例（昭和40年清水町条例第27号）の一部を改正する条例について 新旧対照表

改正後		改正前	
(給食費の納付)		(給食費の納付)	
<b>第3条</b> (略)		<b>第3条</b> (略)	
2 (略)		2 (略)	
3 (略)		3 <u>町内に住所を有する幼稚園児は、給食費を無料とする。</u>	
別表 (第3条関係)		別表 (第3条関係)	
区分	金額	区分	金額
(略)		(略)	
中学校	1人1日当たり 270円	中学校	1人1日当たり 270円
		幼稚園	1人1日当たり 125円

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。